

各 位

一般財団法人 茨城県剣道連盟
会長 水田重則
[公印省略]

剣道称号「錬士」「教士」の受審について

日頃より本連盟の諸活動にご理解とご協力を賜わっておりますことに心より感謝申し上げます。

剣道称号「錬士」「教士」の受審について、下記のようにご案内いたします。

つきましては、受審を希望する際にご確認いただきましてご留意くださいますようお願いいたします。

記

1 全剣連の規則・細則について

「剣道称号・段級位審査規則」の第11条第1項第1号に「錬士」第2号に「教士」及び「剣道称号・段級位審査細則」第10条に定められております。

2 茨城県剣道連盟における「錬士」「教士」受審者の選考・推薦について

当分の間、「錬士」は1回以上、「教士」は2回以上講習を受けることとし、そのうち例年8月に実施する「剣道称号受審者講習会」の受講を必須とします。

①「錬士」受審は、「剣道称号受審者講習会」受講をもって選考・推薦します。

②「教士」受審は、「剣道称号受審者講習会」を受講するとともに、全剣連主催の社会体育指導者養成講習会等又は茨剣連主催の「伝達講習会」「授業協力者養成講習会」「審判法講習会」「剣道称号受審者講習会」のどれかを1回以上の計2回以上の講習会の受講をもって選考・推薦します。

なお、全剣連が主催する該当講習会については、茨剣連事務局にお問い合わせください。

3 称号審査受審のための講習を受ける期間について

最新の講習を受講して称号審査に臨むという考え方にに基づき、錬士は1年、教士は2年の間の講習を受講することとします。

